

# 特定健康診査・特定保健指導を実施します

当組合では「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健康診査・特定保健指導を実施しています。特定健康診査はメタボを判定する健診で、その結果として高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病のリスクの高い方は、特定保健指導を受けていただくこととなります。

令和4年度も次のとおり実施しますので、対象となる組合員および被扶養者の皆さんはご自身の健康管理のため必ず受診しましょう。

詳しくはこちら



特定健康診査



特定保健指導

## 特定健康診査について

### ● 対象者

令和4年度中に40歳以上75歳未満の組合員および任意継続組合員並びにその被扶養者

### ● 特定健康診査受診方法

#### ■ 組合員

職場の健康診断(各所属所が行う健診)または当組合指定健診機関の人間ドックのいずれかにより受診します。

#### ■ 被扶養者・任意継続組合員およびその被扶養者

当組合ホームページ掲載の医療機関での健診、居住地の住民健診、巡回型特定健診(現職組合員の女性被扶養者の方のみ)または当組合指定健診機関の人間ドックのいずれかにより受診します。対象者には5月下旬に「特定健康診査受診券」を交付します。

※パート先等で、健診を受けた被扶養者の方は、健診結果表(写)等を当組合に提出してください。詳細については8ページをご覧ください。

(注)当組合ホームページに掲載の医療機関、居住地の住民健診または、巡回型特定健診で特定健康診査を受診する場合、その費用は無料となります。

#### (検査内容)

#### 基本的な検査項目

- 診 察 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧
- 脂 質 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
- 代 謝 系 尿糖、空腹時血糖(随時血糖)またはHbA1c
- 肝 機 能 AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)
- 尿・腎機能 尿たんぱく

\* 医師が必要と判断した方には詳細項目(心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査)が加えられます。

\* 茨城県内の住民健診により受診される方は、医師の判断に関係なく詳細項目が受けられます。

\* 服薬、喫煙歴などの問診を行います。

### ◆ 結果通知

特定健康診査を受けた方全員に健診機関から基本的な情報と受診結果が提供されます。

## がん検診を実施します

勤務先の職場健診にあわせて組合員の方を対象にがん検診を無料で実施しています。早期発見・早期治療のためにご利用ください。

がん検診を希望される方は、共済事務担当課で確認のうえ受診してください。

検診の種類	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん
対象者	全組合員	40歳以上の組合員	40歳以上の組合員	50歳以上の男性組合員	女性組合員	30歳以上の女性組合員

(注)同年度中に2ページ記載の人間ドックを受診される方は、当組合が実施するがん検診は受診できません。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413

# 特定健康診査・特定保健指導の流れ

## 特定健康診査を受診

<b>組合員</b> 事業主健診・ 人間ドック	<b>被扶養者・任意継続組合員とその被扶養者</b> 医療機関・住民健診・巡回型健診(現職組合員の女性被扶養者のみ)・人間ドック パート先等で健康診断を受診した場合は当組合へ健診結果を提出 ※詳細については8ページをご参照ください。
-------------------------------	---

※任意継続組合員とその被扶養者の方については、特定保健指導を実施していません。

↓

対象になった方に特定保健指導を実施します。

↓

特定保健指導対象者に意向調査を実施

<b>健診機関</b> 特定保健指導を実施している委託健診機関で行います。	<b>個別型 (訪問)</b> 希望する日時および場所で行うことができます。特定保健指導は委託業者*1が行います。	<b>個別型 (ICT)</b> スマートフォンやタブレットを使用して特定保健指導を行うことができます。詳細については8ページをご参照ください。	<b>事業所型 (組合員のみ)</b> 所属所が設定する日程および場所で行います。特定保健指導は委託業者*1が行います。	<b>人間ドック 当日保健指導</b> (人間ドックの当日に特定保健指導を実施できる医療機関に限ります。)	<b>巡回型 特定健診</b> 特定保健指導は委託業者*2が行います。 ※2 委託業者: 株式会社 あまの創健
--	--	---	---	--	---

※1委託業者:株式会社ベネフィット・ワン

当組合から利用券を発行します。利用券到着後、健診機関に直接申し込みます。	委託業者より勤務先等へ電話により特定保健指導の案内がありますので、日時および場所を指定してください。	委託業者より勤務先等へ電話により特定保健指導の案内があります。詳細については8ページをご参照ください。	共済事務担当課から日時および場所について案内があります。	健診日当日または、後日、委託業者から特定保健指導の案内が自宅宛に届きます。
--------------------------------------	--	---	------------------------------	---------------------------------------

↓

**初回面談**  
 保健師や管理栄養士等の専門家と生活習慣改善目標や行動計画を立てます。

<b>動機付け支援</b> 原則1回の支援を行い、3ヵ月以上経過後に評価を行います。	<b>積極的支援</b> 3ヵ月以上の継続的支援を行います。
---	-----------------------------------

↓

**行動計画の実績評価**  
 面談、電話、メール等で成果を確認します。

特定健康診査および特定保健指導の実施率については、共済組合が国で定められた目標値を達成できない場合、後期高齢者支援金に加算額(ペナルティ)が加わる場合があります。

加算対象となった場合、皆さんの短期給付掛金の増加にもつながりますので、対象の方は将来の生活習慣病予防のためにも必ず受診しましょう。